

温 対 第 5 9 4 号
令和 4 年 2 月 1 0 日

各金融機関 本（母）店の長 様

埼玉県環境部温暖化対策課長
深 野 成 昭（公印省略）

「環境みらい資金」の貸付残高について（照会）

本県の環境行政の推進につきましては、日ごろ格別な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の令和 3 年度後期分の利子補給金の交付に当たり、貸付残高を把握する必要がありますので、対象支店分を取りまとめの上、下記のとおり回答いただくようお願いいたします。

記

1 送付文書

- (1) 環境みらい資金貸付残高報告書（対象支店分）
- (2) 環境みらい資金貸付残高報告書（記入例）
- (3) 貸付残高報告書記入要領
- (4) 環境みらい資金に係る償還計画変更報告書
- (5) 委任状（参考書式）

※ (2)～(4)の文書は各対象支店にコピーのうえ配布いただくか、後述の URL からダウンロードにてご対応ください。

※ (5) 委任状は、貸付残高報告書の提出にあたっては不要ですが、3月中旬を期限とする利子補給金の交付申請にあたり、代表者（頭取、理事長など）以外の方（部長や支店長など）が申請する場合には必要となりますので予め送付するものです。特に時間を必要とする場合は早めにご対応をお願いします。

なお、以前に提出済みの方が、変更なければ再提出は不要です。

2 回答・提出いただく文書

- (1) 環境みらい資金貸付残高報告書
- (2) 償還計画変更報告書（繰上償還を行った対象先がある場合のみ）
 - ※ 繰上償還を行った場合、償還計画変更報告書と合わせて完済日付のわかる書類（全額償還の場合）または、償還後の返済計画のわかる取引明細書（一部繰上げの場合）を合わせて提出してください。
 - ※ 償還計画変更報告書は、以前に提出済みであり、それ以降変更がない場合は提出不要です。

※ (1) (2) 共に、押印の必要はありません。

3 提出期限

各対象支店分を取り纏めの上、**令和4年3月10日(木)【必着】**で郵送、または電子メール・FAXにて提出をお願いします。お忙しいところ恐縮ですが、利子補給金の交付に支障がないよう、期日厳守に御理解・御協力ください。

4 書式の掲載先

書式に関しては以下のURLのうち、金融機関向けページに掲載しております。必要に応じてダウンロードして御利用ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/miraisikin.html>

5 提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

電子メール a3030-04@pref.saitama.lg.jp

担 当 計画制度・排出量取引担当
(鈴木、長谷川)

電 話 048-830-3021

F A X 048-830-4777

メー ル a3030-04@pref.saitama.lg.jp